

第1条 鯖江・丹生消防組合消防吏員(以下「消防吏員」という。)に対する被服等の貸与については、この規則の定めるところによる。

第2条 消防吏員には、別表に定める被服等を貸与する。ただし、更新にあつては、毎年度予算の範囲内において定める点数制により貸与する。

2 消防吏員は、当該年度に割当てられた各個人の点数の範囲内において、貸与品の品目及び数量を選択できるものとする。

第3条 消防吏員には、前条のほか勤務の性質により防火被服を貸与する。

第4条 消防吏員は、退職、休職または死亡の際は、貸与品を返納しなければならない。

2 別表に定める使用期限の終わった貸与品は、返納することを要しない。

第5条 貸与品を、き損または紛失したときは、代用を再貸与する。ただし、そのき損、または紛失が自己の責任によるときは、当該消防吏員は、その費用の弁償の責を負わなければならない。

第6条 この規則の施行について必要な事項は、消防長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日以前に貸与した貸与品の使用期限については、それを支給したときからこれを起算する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年規則第1号)

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以前に貸与した貸与品の使用期限については、それを支給したときからこれを起算する。

附 則(昭和58年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成3年規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表1

(平15規則4・全改)

男性消防吏員貸与品

貸与品目	員数	使用期限
冬帽	1	5年
夏帽	1	5
救急帽	1	2
アポロキャップ	1	2
冬服	1	3
夏服	2	2
活動服	2	3
救急服	2	3
救助服	1	2
外とう	※1	定めない
防寒衣	1	3
雨衣	1	5
ゴム長靴	1	2

短靴	1	1
編上靴	1	3
半長靴	※1	定めない
作業靴	1	2
ネクタイ	1	1
パントフ	1	1
白手袋	1	1
保安帽	2	5
階級章	2	3
消防手帳	1	5
査察腕章	※1	定めない
アンダーウェア	2	1
災害現場用メガネ	1	定めない

備考 ※印は、新たに消防吏員に任命された者に始めて支給する場合を示す。
救急帽および救急服は救急救命士のみ貸与する。
使用期限については、やむを得ない事情のあるときは延伸する。

別表2

(平15規則4・全改)

女性消防吏員貸与品

貸与品目	員数	使用期限
冬帽	1	5年
夏帽	1	5
救急帽	1	2
アポロキャップ	1	2
冬服	1	3
夏服	2	2
活動服	2	3
救急服	2	3
救助服	1	2
外とう	※1	定めない
防寒衣	1	3
雨衣	1	5
ゴム長靴	1	2
短靴	1	1
編上靴	1	3
半長靴	※1	定めない
作業靴	1	2
ネクタイ	1	1
ブラウス	2	2
パントフ	1	1
白手袋	1	1
保安帽	2	5
かばん	1	定めない
階級章	2	3
消防手帳	1	5
査察腕章	※1	定めない
アンダーウェア	2	1
災害現場用メガネ	1	定めない

備考 ※印は、新たに消防吏員に任命された者に始めて支給する場合を示す。
救急帽および救急服は救急救命士のみ貸与する。
使用期限については、やむを得ない事情のあるときは延伸する。